

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・9・10

「GODZILLA」(ゴジラ)と類似 ▽知財高裁▽

「GUZZILLA」(ガジラ)の商標無効

商標登録を無効とした特許庁審決の取消を建機部品メーカーが求めていた訴訟で、知的財産高等裁判所は「GUZZILLA」(ガジラ)の商標を無効とした特許庁の判断を支持した。

建機部品メーカー「タグチ工業」は建物解体用カッターを「ガジラシリーズ」などと称して販売、2012年に「GUZZILLA」を商標登録した。これに対し「GODZILLA」(ゴジラ)を商標登録している東宝が特許庁に商標無効を訴え、特許庁は2019年に登録無効と審決した。

知財高裁は、ゴジラには街や建造物を破壊する力強いイメージがあると分析し、顧客が誘引される可能性があることや両者で2、3文字目は異なるものの、デザイン上見誤るおそれがあり、読み方も「ジラ」が共通していて紛らわしく、混同を生じるおそれがあるとした特許庁 **GUZZILLA** (商標登録第6143667号) の審決を支持した。

日本13位に後退 ▽科学技術指標2023▽

「トップ10%論文」、中国が2年連続1位

文部科学省は、世界各国の科学技術の動向を調べた「科学技術指標2023」を公表した。

「科学技術指標2023」は、文部科学省の科学技術・学術政策研究所が各国の2019~21年の科学論文の総数や国際的に注目度の高い論文などを分析した報告書。

自然科学分野における「注目度の高い論文」をみると、他の論文に引用された回数が上位10%に入る「トップ10%論文」では、中国が2年連続1位(54,405本)だったことが分かった。2位は米国(36,208本)、3位は英国(8,878本)で、米中両国が他国を大きく引き離している。日本は前回より順位を落として13位(3,767本)に後退した。中国は論文数と極めて注目度の高い「トップ1%論文」でも世界1位となった。

日本は、論文の本数では、70,775本と、前回調査の67,688本より4.6%伸びているものの、被引用数の高い論文数では低迷している。

被引用数は論文の注目度と質を表す指標として用いられる。論文の質と数は、その国や大学の「研究力」を表す指標と考えられている。日本は、2000年代半ばから順位が低下している。前回調査では、スペインと韓国に抜かれて12位になり、今回、イラン(3,770本)に抜かれて13位に後退した。

一方、パテントファミリー(2カ国以上への特許出願)数を見ると、日本は世界シェア26.0%と首位を保っている。パテントファミリーの技術分類では、「織物および抄紙機」「光学」「表面技術、コーティング」のシェアが高いことが分かった。

「ファスト映画」訴訟 ▽東京地裁▽

所在不明者にも賠償命令

映画会社などが「ファスト映画」と呼ばれる動画の投稿者3人に賠償を求めた裁判で、東京地裁は、このうち所在がわからず当初、裁判の進められていなかった男性についても、あわせて5億円の賠償を命じた。

裁判は、映画のあらすじが分かるように10分程度に編集した「ファスト映画」と呼ばれる動画をネット上に投稿され、著作権を侵害されたとして映画会社とテレビ局13社が投稿者3人を提訴したもの。

東京地裁は去年、このうち2人に対しては請求通り、あわせて5億円を支払うよう命じていたが、残る1人の男性は海外にいとみられ、訴状などを送ることができず、裁判の進められない状態だった。

しかし、原告側が東京地裁に提出した「公示送達申立書」により「公示送達」という制度が採用され、関係書面が裁判所の掲示板に一定期間張り出されることで、訴状が当事者に届いたとみなされた。これを受け、東京地裁は、この男性についても、あわせて5億円の支払いを命じる判決を下した。

解説

進歩性の判断 容易想到性の論理付け
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)
第10111号 審決取消請求事件
判決言渡 令和5年7月25日

第1 事案の概要

被告は、車両ドアのドアガラス昇降部に装着される「車両ドアのベルトラインモール」を発明の名称とする特許第6062746号(本件特許)の特許権者である。原告が本件特許に対して特許無効審判を請求した(無効2021-800095号)。特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件取消訴訟に及んだ。

主な争点は、進歩性についての認定判断の誤りの有無である。本判決は、本件審決における引用発明の解釈は、引用発明が記載された文献の記載に反するものであるから、進歩性に係る判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

ここでは、本件特許の請求項1記載の発明(本件発明1)と、引用文献(特公平2-11419号公報)(甲1)記載の発明(甲1発明1)との間の相違点1、3に関する判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2021-800095号事件について令和4年9月13日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

相違点について

相違点1

相違点1は、「縦フランジ部の下部から内側方向に延びる段差部」が、本件発明1においては、縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びる段差部であるのに対して、甲1発明1においては、縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向に「やや下方に」延びる段差部であるというものである。

甲1発明1のモールディングが取り付けられるドアパネルが、アウトパネルであることについては当事者間に争いがなく、甲1発明1の「昇降窓ガラス側方向」は、本件発明1の「内側方向」(車内側を指す)と同じ方向を意味するものと認められるから、相違点1においては、段差部が「ほぼ水平」に延びるか「やや下方」に延びるかという点のみが問題となる。

そこで検討するに、本件明細書には、段差部が縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びることの技術的意義についての記載はない。

また、本件発明は、端末の剛性に優れたベルトラインモールを提供するために、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して、水切りリップや引掛けフランジ部を切除できるようにし、モール本体部と縦フランジ部とで略C断面形状を形成しつつ断面剛性を確保したというものであり、ベルトラインモールの端末では、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して切除されるものであって、段差部も切除されるのであるから、段差部が「ほぼ水平に」延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではない。

そうすると、段差部が「ほぼ水平に」延びるものとするということについて何らかの技術的意義があるとは認められない。

そして、甲1発明1においても、段差部が縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向(内側方向)に「やや下方に」延びることに何らかの技術的意義があるとは認められず、甲1発明1において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当事者が適宜なし得る設計の事項にすぎないというべきである。

そうすると、甲2記載事項について検討するまでもなく、甲1発明1において段差部に設計の変更を加え、これを「ほぼ水平に」することは、当事者が容易に想到できたものと認めるのが相当である。

したがって、本件審決には、相違点1に係る容易想到性の判断に誤りがある。

相違点3

相違点3は、「前記ベルトラインモールはドアのパネルに装着され」に関して、本件発明1においては、「前記ドアガラス昇降部はモール本体部と引掛けフランジ部とでドアのアウトパネルの上縁部に挟持」装着されているのに対して、甲1発明1においては、「前記ベルトモールディングMは、車体側のドアパネルPに押込んで取付けられ」ている点というものであるが、甲1発明1の「ドアパネルP」はアウトパネルであり、モールディングが取り付けられている場所については本件発明1と甲1発明1において相違しないから、相違点3については、甲1発明1の「押込んで取り付けられ」が、本件発明1の「挟持」装着と相違するか否かが問題となる。

そこで検討するに、甲1の発明の詳細な説明の記載(甲1の1欄23行目～2欄9行目)から、モールディングは、アウトパネルの上辺に嵌着係合されているものであるが、一部を切除した端末部(端部)についてはそのままでは嵌着係合することができないものであると認められる。

そして、甲1の3欄2～10行目、第3図a、b、4欄11～18行目の記載から、甲1発明1においては、端部についてはモールディング本体の一部を切欠くが、当該部分についてはアウトパネル(甲1の「車体のドア」「車体パネル」「車体側パネル」「ドアパネルP」)の上縁辺に嵌着係合することができないので、切欠いた部分のフランジ部にビス孔を形成して、アウトパネルにねじ止めにより固定するものとされているものと認められる。

そうすると、甲1発明1においては、モールディングは、端部以外の部分においては、アウトパネルの上辺に「嵌着係合」されているものであるが、モールディングがアウトパネルを挟むようにして取り付けられるものと容易に理解できるから、甲1発明1の「押込んで取り付けられ」は、本件発明1の「挟持」装着と実質的に同じように、モールディングがアウトパネルの上縁辺を挟むようにして取り付けられた状態を指すものと相当である。

そうすると、相違点3は実質的な相違点ではない。

この点、本件審決は、甲1の第3図aについて、車体側パネル(ドアパネルP)は、モールディングMのリップ14、15に対峙する側においては、リップ14、15から離れる方向すなわち手前側にクラック状に屈曲しており、甲1発明1において、車体側パネル(ドアパネルP)にモールディングMを取り付けた状態において、車体側パネル(ドアパネルP)はモールディングMの手前側に位置するものと解されるとして、甲1発明1においては、ドアパネルPがモールディングに挟まれるものではなく、手前側に位置するものであり、モールディングMをネジ止めすることで取り付けられていると認定して、相違点3について容易想到ではないと判断し、被告も本件審決の上記認定が相当であると主張する。

しかしながら、甲1の各記載からは、モールディングは、端部以外の部分では、アウトパネルを挟むようにして取り付けられているものであって、ネジ止めすることで取り付けられているものではないと認められるから、本件審決の上記認定は甲1の記載に反するというほかない。

したがって、本件審決には、相違点3に係る判断に誤りがある。

第4 考察

段差部が「ほぼ水平」に延びるか「やや下方」に延びるかという相違点1に関し、本件審決は、甲1発明1における「やや下方」に延びる段差部を本件発明のように「ほぼ水平」に延びるように変更することは「想到容易でない」としていた。この本件審決を取り消した本判決では、本件明細書の記載からすれば、段差部が「ほぼ水平に」延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではなく、段差部が「ほぼ水平に」延びている本件発明において、段差部が「ほぼ水平に」延びることについて何らかの技術的意義があるとは認められない。また、段差部が「やや下方に」延びている甲1発明1において、段差部が「やや下方」に延びることに何らかの技術的意義があるとは認められない、とした。

進歩性の容易想到性の論理付け、論理付けの根拠となる明細書の記載に関して実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

特許出願件数は微増 商標登録件数は5.6%増

■特許行政年次報告書2023年版■

特許庁は「特許行政年次報告書2023年版」を公表した。

報告書によると、2022年の特許出願件数は、前年比330件増の28万9,530件と、僅かながら増加した。この数年、出願件数は横ばい状態が続いているが、大学と民間企業の共同研究実施件数は緩やかに増加しているという実情も明らかになった。

日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)の件数は、2022年は4万8,719件となり、依然として高い水準を維持している。

一方、商標登録出願件数は、近年増加傾向にあり、2022年は17万275件と高い水準を維持。2022年の商標登録件数は前年比5.6%増の18万3,804件となり、2021年の商標登録件数(17万

4,098件)を大きく上回った。

商標登録件数が増加している背景としては、審査期間の短縮があげられる。特許庁では、審査に関する調査の一部を外部委託したり、任期付審査官の採用を増やすなど、審査体制を強化している。

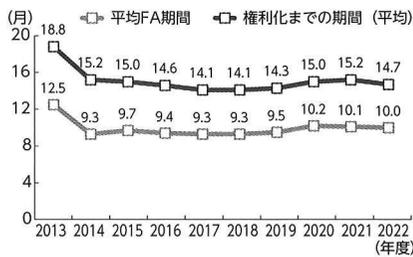
また、商標登録出願の願書における「指定商品又は指定役務」の記載が、省令別表(商標法施行規則第6条)及び類似商品・役務審査基準に例示列挙されている商品又は役務の表示とおりである商標登録出願については、商標法第6条第1項、第2項に基づく拒絶理由を起案する必要がなくなることから審査を促進できるとしている。

2022年度の商標登録までの期間は、平均で前年より3カ月ほど短い6.9カ月。平均FA期間(初めての審査結果の通知までの期間)をみると、2021年は8.0カ月だったが、2022年は5.4カ月と大幅に短縮されている。

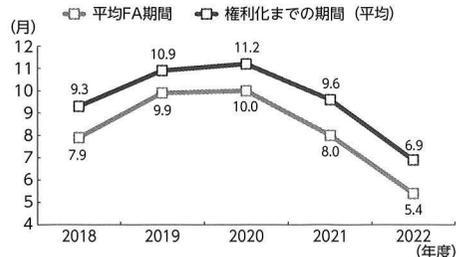
<特許行政年次報告書2023年版>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/enji/2023/index.html>

【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



出典：特許行政年次報告書2023年版

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「コネクテッドカー」向け 5G特許のライセンス供与

■米国「パテントプール」管理企業■

世界の通信関連企業の特許交渉を手がける米企業「Avanci」(アバンシ)は、「コネクテッドカー」(つながる車)向けに高速大容量規格「5G」(第5世代移動通信システム)特許のライセンス供与を始めると発表した。

「コネクテッドカー」とは、常にインターネットに接続され、ICT端末またはIoT機器として機能する自動車のことで、近年、急速に普及している。搭載されたセンサーにより、車両の状態や周辺の道路状況など、さまざまなデータを収集することができる。これらのデータによって最適な交通ルートの案内や事故発生

時の位置情報、盗難時の車両位置の追跡など、ドライバーの安全性や利便性を向上させるためのサービスの提供に役立てられる。

アバンシは、コネクテッドカーに搭載される通信規格に関する「標準必須特許(SEP)」の保有企業連合で、通信規格の特許料の交渉を担うパテントプール管理会社。現在、5GのSEPを持つ通信企業など58社が参画しており、国内ではソニーやパナソニック、KDDIなどが参画している。

アバンシの発表によると、ライセンス価格は、1台あたり32ドル(約4,700円)。2024年2月16日まで、または5Gコネクテッドカーの最初の発売日までに契約を締結した場合は1台あたり29ドル(約4,200円)。すでにメルセデス・ベンツが契約を結んでおり、他の自動車メーカーとも協議を進めるとしている。

審 決 紹 介

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第8号に該当しない、と判断された事例（不服2022-9170、令和5年6月30日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和3年2月8日に出願されたものであり、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和3年2月9日 : 手続補正書の提出
- 令和3年11月19日付け : 拒絶理由通知書
- 令和3年12月25日 : 意見書の提出
- 令和4年3月15日付け : 拒絶査定
- 令和4年6月15日 : 審判請求書の提出

別掲 本願商標



2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり、「JPX」の欧文字を横書きしてなり、第7類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものであり、その後、指定商品については、上記1の手続補正により、第7類「焼結機、その他の化学機械器具、鍛造機械器具、金属加工機械器具、プラスチック加工機械器具、半導体製造装置、業務用電気洗濯機、業務用攪はん混合機、業務用皮むき機、業務用切さい機、業務用食器洗浄機、軸（陸上の乗物のものを除く機械要素）、軸受（陸上の乗物のものを除く機械要素）、軸継ぎ手（陸上の乗物のものを除く機械要素）」と補正されたものである。

3 原査定中の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、東京都中央区日本橋兜町2-1所在の「株式会社日本取引所グループ」の著名な略称である「JPX」の文字からなるものであり、かつ、その者の承諾を得ているものとは認められない。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第8号に該当する」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第8号について
商標法第4条第1項第8号は「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な番号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他の承諾を得ているものを除く。）とするものである。」

そして、商標の登録要件は、指定商品又は指定役務ごとに判断されるものであるから、本願商標の商標法第4条第1項第8号該当性の判断における、他人の略称の「著名性」も、本願商標の指定商品の属する分野との関連において検討されるべきである（平成14年（行ケ）第150号、東京高裁平成14年9月24日判決参照。）。

(2) 本願商標の商標法第4条第1項第8号該当性について
本願商標は、別掲のとおり、「JPX」の欧文字を横書きしてなるところ、当審において職権をもって調査するも、当該文字が「株式会社日本取引所グループ」の略称として用いられ、金融分野における需要者、取引者の間では知られているとしても、その略称が、本願商標の指定商品（「焼結機、その他の化学機械器具、金属加工機械器具等」）の分野における需要者、取引者の間にまで広く一般に知られており、当該分野において、「JPX」といえば上記「株式会社日本取引所グループ」のことを指していることと認識させるほどの著名性を獲得していると認めるに足りる事実は見いだせない。

そうすると、本願商標は、他人の名称の著名な略称を含む商標とはいくことはできないから、商標法第4条第1項第8号に該当するということはできない。

(3) まとめ

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第8号に該当するとして本願を拒絶した原査定は不当でなく、その理由をもって拒絶すべきものとすることはできない。

その他、政令で定める期間内に本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「SHIMZ Beyond Zero 2050」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2022-12071、令和5年6月21日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和3年5月25日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。
令和3年12月7日付け : 拒絶理由通知書
令和4年1月24日受付 : 意見書
令和4年4月27日付け : 拒絶査定
令和4年8月4日受付 : 審判請求書

2 本願商標

本願商標は、「SHIMZ Beyond Zero 2050」の文字を標準文字で表してなり、第35類、第37類、第40類、第41類、第42類及び第44類に属する別掲1（記載省略）に記載のとおり役務を指定役務として登録出願されたものである。

3 原査定中の拒絶の理由の要旨

本願商標は、「SHIMZ Beyond Zero 2050」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「Beyond Zero」の文字及びそれを片仮名文字で表した「ビヨンド・ゼロ」の文字は、「脱炭素社会」の実現を目指す我が国政府が、「世界全体のカーボンニュートラルの実現だけでなく、過去に大気中に排出された二酸化炭素の削減も目指す」という脱炭素化推進の戦略コンセプトを表す語として、脱炭素化推進に係る政策に関連して使用しているものである。

したがって、「ビヨンド・ゼロ」又は「Beyond Zero」の文字は、我が国政府が、脱炭素化を推進するために、各省庁等を通じて行っている公益に関する事業（政策）であって営利を目的としないものを表する標章であり、かつ、一般によく知られている著名な標章であると判断するのが相当である。

そして、「ビヨンド・ゼロ」又は「Beyond Zero」の文字は、上記のとおり、「世界全体のカーボンニュートラルの実現だけでなく、過去に大気中に排出された二酸化炭素の削減も目指す」という我が国政府の政策を表す標章として著名なものであるから、本願商標構成中「Beyond Zero」の文字部分は、自他商品役務の識別標識として強く支配的な印象を与えるものと判断できる。

そうすると、「Beyond Zero」の文字を要部とする本願商標と、上記の著名な「ビヨンド・ゼロ」又は「Beyond Zero」の標章とは、「ビヨンド・ゼロ」の称呼及び「世界全体のカーボンニュートラルの実現だけでなく、過去に大気中に排出された二酸化炭素の削減を目指す」という我が国政府の脱炭素化推進に係る政策」の観念を共通にするから、両者は、類似する商標と判断するのが相当である。

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「SHIMZ Beyond Zero 2050」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「Beyond Zero」及びそれを片仮名文字で表した「ビヨンド・ゼロ」等の文字は、「世界全体のカーボンニュートラルの実現だけでなく、過去に大気中に排出された二酸化炭素の削減も目指す」という脱炭素化推進の戦略コンセプトを表す語として、一般に使用されているほか、別掲2（記載省略）のとおり、民間の企業等がその事業の方針や目標を示す表示として使用するものや、あるいは、二酸化炭素削減に関係する意味合いではあるものの、政府とは直接の関連性の無い文脈において記述的な語として使用されているものである。

したがって、「Beyond Zero」及びそれを片仮名文字で表した「ビヨンド・ゼロ」等の文字は、我が国の特定の機関や公益事業の標章として使用されるものというよりは、むしろ、企業、国民及び社会全体に浸透し、使用される標語の一つといえるものである。

そうすると、本願商標は、その構成中に「Beyond Zero」の文字を有するとしても、商標法第4条第1項第6号にいう「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表する標章であって著名なものと同一又は類似の商標」ということはできない。

したがって、本願商標が、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和39(1964)年	商標登録第 636021号～第 637892号
〃 49(1974)年	商標登録第1053002号～第1057560号
〃 59(1984)年	商標登録第1655610号～第1664676号
平成6(1994)年	商標登録第2620601号～第2630597号
平成16(2004)年	商標登録第4745279号～第4752241号
平成26(2014)年	商標登録第5647053号～第5653616号

各年の2月1日～2月29日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和5年6月分	25,932	15,056
前 年 比	102%	94%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。